

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年10月20日	不動産番号	1227000155226
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	和泉市伯太町三丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
208番14	宅地	18	27	208番から分筆 〔昭和60年8月28日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年10月20日	
余白	余白	18	25	③錯誤 〔令和8年3月13日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和60年6月27日 第14334号	所有者 和泉市府中町三丁目7番5号 和泉市土地開発公社 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年10月20日
2	所有権移転	平成14年1月9日 第272号	原因 平成13年12月25日譲与 所有者 和泉市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月17日
大阪法務局岸和田支局

登記官

下之園 秀 秋

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは取消事項であることを示す。

整理番号 D37-1-85 (3/6)

1/1



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年10月20日	不動産番号	1227000155229
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	和泉市伯太町三丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
208番17	宅地	20	36	208番から分筆 〔昭和60年8月28日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年10月20日	
余白	余白	20	29	③錯誤 〔令和8年3月13日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和60年6月27日 第14334号	所有者 和泉市府中町三丁目7番5号 和 泉 市 土 地 開 発 公 社 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年10月20日
2	所有権移転	平成24年3月13日 第12672号	原因 平成24年3月9日譲与 所有者 大 阪 府 和 泉 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月17日
大阪法務局岸和田支局

登記官

下 之 園 秀 秋

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D-371-85-(4/6)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年10月20日	不動産番号	1227000155230
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	和泉市伯太町三丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
208番18	宅地	163	70	208番から分筆 〔昭和60年8月28日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年10月20日	
余白	余白	141	60	③208番18、208番100に分筆 〔令和8年3月13日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和60年6月27日 第14334号	所有者 和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市土地開発公社 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年10月20日
2	所有権移転	平成24年3月13日 第12672号	原因 平成24年3月9日譲与 所有者 大阪府和泉市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月17日
大阪法務局岸和田支局

登記官

下 之 園 秀 秋

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37185 (3/6)



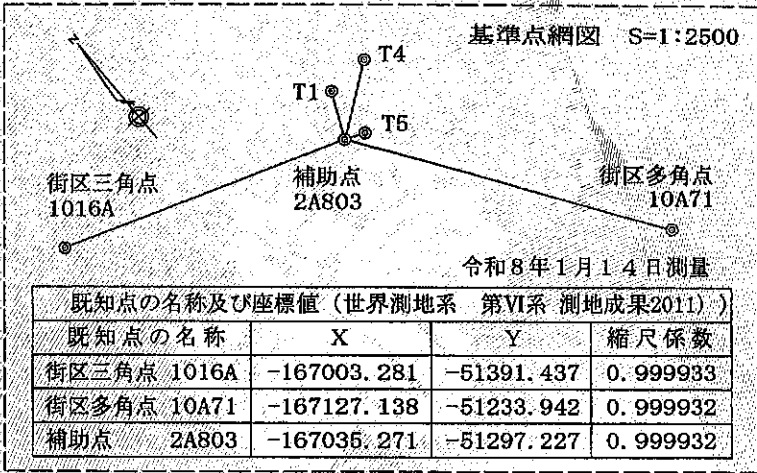
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月17日
大阪法務局岸和田支局

COPY

下之園秀秋

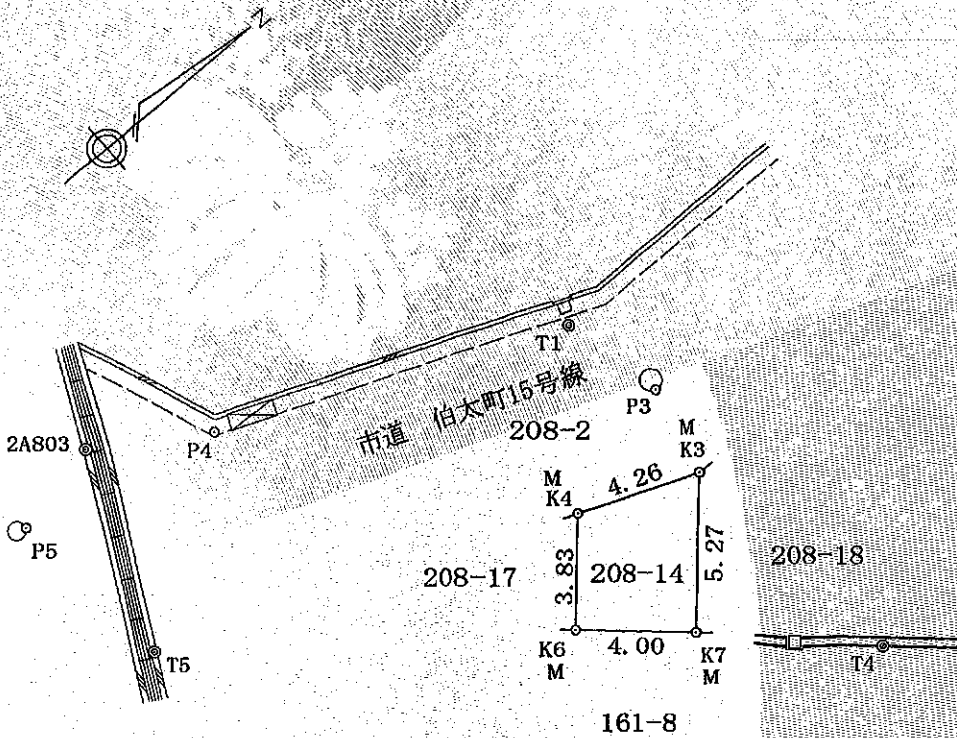


地番	208-14	地積測量図
土地の所在	和泉市伯太町三丁目	



座 標 求 積 表				
地 番	208-14			
點 名	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$
K3	-167020.238	-51283.650	-0.480	24616.152000
K4	-167024.209	-51285.210	-6.505	333610.291050
K6	-167026.743	-51282.329	0.480	-24615.517920
K7	-167023.729	-51279.695	6.505	-333574.415975
		倍 面 積	36.509155 m ²	
		面 積	18.2545775 m ²	
		地 積	18.25 m ²	

引照点・トラバー点座標リスト			
点名	標識	X	Y
P3	マンホール枠刻印	-167019.596	-51286.680
P4	鉄	-167031.659	-51294.945
P5	マンホール枠刻印	-167038.439	-51296.496
T1	鉄	-167020.427	-51290.159
T4	鉄	-167019.284	-51275.379
T5	鉄	-167037.879	-51290.705



境界点と引照点との距離 (単位: m)				
境界点 \ 引照点	P3	P4	P5	
K3	3.097	16.062	22.277	
K4	4.841	12.258	18.162	
K6	8.367	13.539	18.371	
K7	8.116	17.188	22.330	

凡例	
記号	境界線の種類
M	金属
N	鉄
P	プラスチック杭
C	コンクリート杭

令和8年2月28日測量

作成者	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会社員 大阪府和泉市王子町三丁目5番40号 土地家屋調査士 隅谷 康利 登録番号大阪第2603号 (令和8年3月3日作成)	申請人	和泉市長 辻 宏康	縮尺	1/250
-----	--	-----	-----------	----	-------

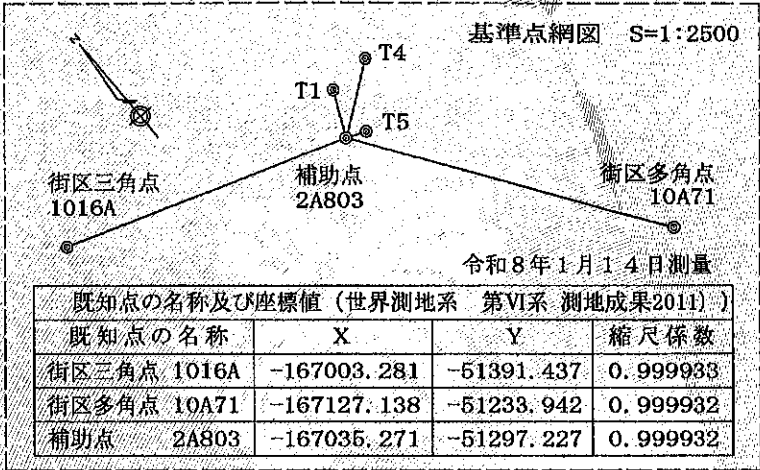
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月17日
大阪法務局岸和田支局

COPY

下之園秀秋

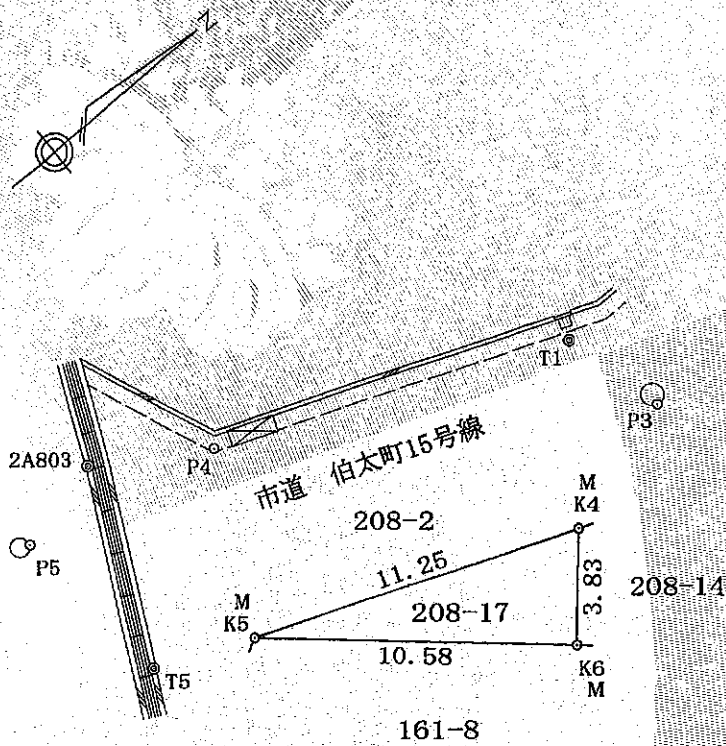


地番	208-17	地積測量図
土地の所在	和泉市伯太町三丁目	



座 標 求 積 表				
地 番	208-17			
點 名	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$
K4	-167024.209	-51285.210	-7.938	407101.996980
K5	-167034.681	-51289.325	-2.534	129967.149550
K6	-167026.743	-51282.329	10.472	-537028.549288
		倍 面 積		40.597242 m ²
		面 積		20.2986210 m ²
		地 積		20.29 m ²

引照点・トラバー点座標リスト			
点名	標識	X	Y
P3	マンホール枠刻印	-167019.596	-51286.680
P4	鉄	-167031.659	-51294.945
P5	マンホール枠刻印	-167038.439	-51296.496
T1	鉄	-167020.427	-51290.159
T4	鉄	-167019.284	-51275.379
T5	鉄	-167037.879	-51290.705



境界点と引照点との距離 (単位: m)				
境界点 \ 引照点	P3	P4	P5	
K4	4.841	12.258	18.162	
K5	15.315	6.380	8.096	
K6	8.367	13.539	18.371	

凡例	
記号	境界標の種類
M	金属標
N	鉄
P	プラスチック杭
C	コンクリート杭

作成者		公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 大阪府和泉市王子町三丁目5番40号 土地家屋調査士 隅谷 康利 登録番号大阪第2603号 (令和8年3月3日作成)	申請人	和泉市長 辻 宏康	縮尺	1/250
-----	--	---	-----	-----------	----	-------

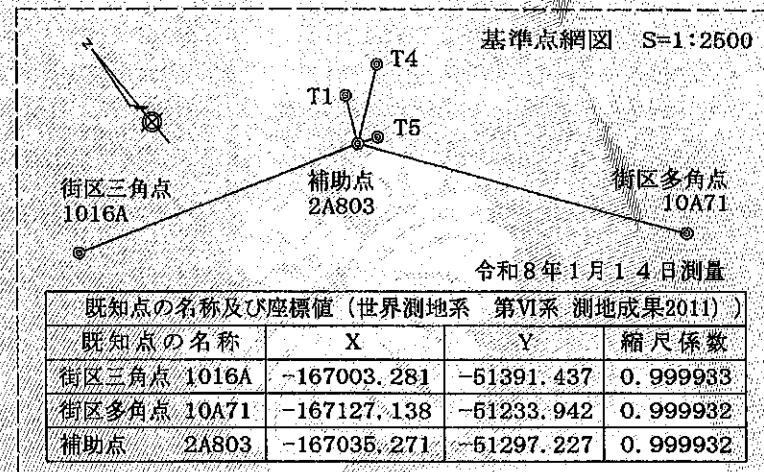
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月17日
大阪法務局岸和田支局

COPY

下之園秀秋



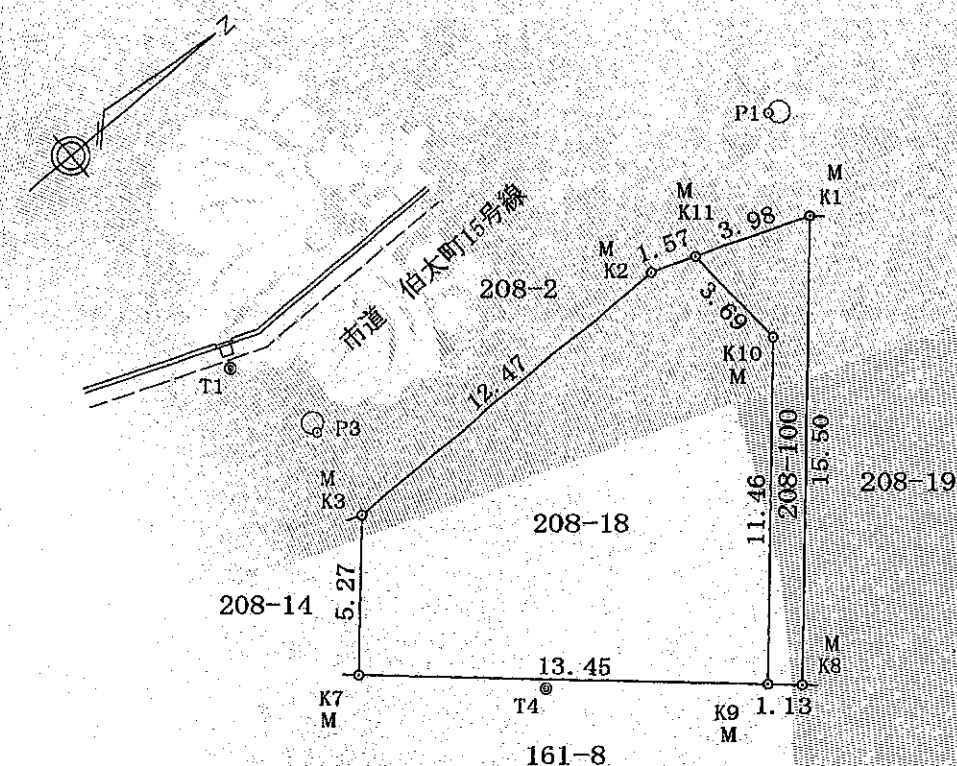
地番	208-18、-100	地積測量図
土地の所在	和泉市伯太町三丁目	



座標求積表					
地番	208-18				
点名	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$	
K2	-167007.767	-51283.660	-13.947	715253.206020	
K3	-167020.238	-51283.650	-15.962	818589.621300	
K7	-167023.729	-51279.695	6.605	-338702.385475	
K9	-167013.633	-51270.804	17.659	-905391.127836	
K10	-167006.070	-51279.424	7.342	-376493.531008	
K11	-167006.291	-51283.108	-1.697	87027.434276	
		倍面積		283.217277	m ²
		面積		141.6086385	m ²
		地積		141.60	m ²

地番	208-100				
点名	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$	
K1	-167002.555	-51281.709	6.492	-332920.854828	
K11	-167006.291	-51283.108	-3.515	180260.124620	
K10	-167006.070	-51279.424	-7.342	376493.531008	
K9	-167013.633	-51270.804	-6.713	344180.907252	
K8	-167012.783	-51270.055	11.078	-567969.669290	
		倍面積		44.038762	m ²
		面積		22.0193810	m ²
		地積		22.01	m ²

合計 163.6280195 m²



引照点・トラバー点座標リスト			
点名	標識	X	Y
P1	マンホール枠刻印	-167001.380	-51285.178
P3	マンホール枠刻印	-167019.596	-51286.680
T1	鉄	-167020.427	-51290.169
T4	鉄	-167019.284	-51275.379
T5	鉄	-167037.879	-51290.705

境界点と引照点との距離 (単位: m)		
境界点	引照点	
K1	P1	3.662
K2	P3	17.751
K3	P1	6.564
K7	P3	12.208
K8	P1	18.919
K9	P3	3.097
K10	P1	23.011
K11	P3	8.116
	P1	18.940
	P3	17.966
	P1	18.887
	P3	16.958
	P1	7.423
	P3	15.349
	P1	5.329
	P3	13.776

凡例	
記号	境界標の種類
M	金風標
N	鉄
P	プラスチック杭
C	コンクリート杭

令和8年2月28日測量

作成者

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
大阪府和泉市王子町三丁目5番40号
土地家屋調査士 隅谷康利
登録番号大阪第2603号

申請人

和泉市長 辻 宏康

縮尺

1/250